

# 10月1日から家庭ごみの 有料化が始まります



住民説明会や広報、かわら版などでお知らせしていた家庭ごみの有料化がいよいよ10月1日から始まります。

有料化の目的は、①ごみの減量と資源物の分別促進 ②ごみ処理費用を公平に負担していただく ③ごみを適正に処理するための財源の確保です。

今月号では、1カ月後に迫ったごみ有料化の注意点をお知らせしますので、皆様のご協力をお願いします。



指定ごみ袋は10～40ℓまでの4種類です。

## ごみ有料化での注意点

### 有料になります

指定ごみ袋で出すごみ  
燃やせる、燃やせない、燃えないごみ  
ごみ処理券で出すごみ  
粗大ごみ

### 指定ごみ袋とごみ処理券の販売店

ごみ分別カレンダーで確認してください。

粗大ごみ処理券は、金額が品目別に異なりますので、必ず受付センターで確認してから購入してください。

### 無料で出せます

資源物（びん・缶・ペットボトル・新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック）  
危険ごみ  
（水銀成分を含む、蛍光灯、電池、血压計など）  
透明・半透明・レジ袋で出してください。

## ごみの出し方に注意しましょう

### ◆カラス対策

カラスネットを使用する  
（カラスネットの購入補助制度を活用ください）  
中身が見えないように出す（色付の袋を内袋として使用するか、新聞紙で包んでください）  
ただし、外袋（指定ごみ袋）全体が見えなくなるような状態では収集しません。

### ◆ごみステーションを利用する際の注意点

10月からごみステーションの位置が移動する箇所がありますので、予め町内会に確認してください。  
ごみステーションは使用している方々で管理することになっています。違反ごみが出されたときは地域で責任を持って処分してください。

## 大量の粗大ごみは自分で処理センターへ



最近、有料化を前に多くの家庭が不用品を整理するなど、大量のごみが出される状況が続いています。

特に、粗大ごみが大幅に増え、粗大ご

みを収集する火曜日は大変な状況になっています。

このため、収集時間が遅くなって皆様にご迷惑をおかけしています。町としても収集車輦を増やすなどの対応をしていますが、予測を上回る量のごみが出され、苦慮しています。

ごみ収集を円滑にするため、一度に大量のごみを出す場合は、**自分で処理センターに運ぶようご協力をお願いします。**(住所：石狩市厚田区聚富618)

## ごみ分別ワンポイント

こんなときは、以前にお配りした「ごみ分別収集ガイドブック」や「ごみ分別辞典」を見てみよう！

### ①ゴミの分別に困ったとき

ガイドブックのP6～12又は分別辞典

### ②粗大ごみの出し方で困ったとき

ガイドブックのP13～19

### ③テレビ、洗濯機などの家電製品を出したいとき

ガイドブックのP22～24

### ④自分でごみを処理センターへ持ち込むとき

ガイドブックのP20

## 粗大ごみ受付センター

粗大ごみは、戸別収集になります。

電話でのお申し込み後にごみ処理券を購入してください。

**9月25日から受け付け開始**  
電話番号 22-2053



### ❖受付時間

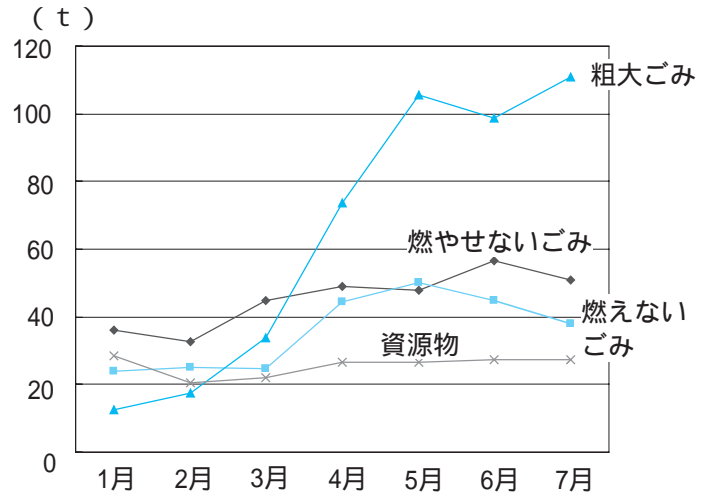
午前9時～午後4時(土・日・祝日は除く)

### ❖センターへの申し込み

住所、氏名、電話番号

収集を依頼する粗大ごみの品目

## 平成18年月別のごみの収集量



### ◆有料化前の駆け込みごみの増加量(前年7月比)

- 燃やせるごみ：113%
- 燃やせないごみ：118%
- 燃えないごみ：121%
- 粗大ごみ：302%

## ボランティア清掃のごみは無料で処理できます

地域ボランティアなどで清掃したごみやステーションに出されたルール違反のごみはしっかりと分別をした状態であれば、公共ごみとして無料で処理します。その場合、分別したごみは市販の透明又は半透明のごみ袋などに入れて公共ごみシールを貼り、ごみステーションに出してください。

公共ごみシールは、予め町内会に配布しますので、地域で活用してください。ボランティア団体による清掃の場合は、役場環境対策係で公共ごみシールを配布します。

## 10月1日から火葬場使用料が変わります

### 使用料は有料となります

ただし、次の火葬の場合は、無料となります。

- ・当別町民または、当別町民が出産した胎児
- ・当別から町外老人施設入所などのため住所を移した方

### <火葬交付金制度>

町民が他市町村の火葬場利用時には、使用料の一部(6,500円)を交付していましたが、10月1日からは、遠隔地での死亡などの理由で当別町の火葬場利用が困難な場合に限り交付します。

ごみ、火葬場使用料に関する問い合わせは、環境対策課環境対策係(☎23-2503)へ。